

解体工事特記仕様書																																																																																															
<p><b>⑦ 発生材の処理</b></p> <p>○引き渡しを要するもの （監督員との協議に依る。） ・引き渡し場所 ※構内（ ）</p> <p><b>⑧ 工事写真等</b></p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>分類</td> <td>規格</td> <td>撮影枚数</td> <td>部数</td> <td>原版サイズ</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着工前</td> <td>-カメラ</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>1枚</td> <td>※1部</td> <td>24×36以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カラーサービス版</td> <td></td> <td></td> <td>※1部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事中</td> <td>-カメラ</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>1枚</td> <td>※1部</td> <td>24×36以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カラーサービス版</td> <td></td> <td></td> <td>※1部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完成時</td> <td>-カメラ</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>枚</td> <td>※3部</td> <td>24×36以上 ※100×125以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カラーキャビネ版</td> <td>カラーサービス版</td> <td>枚</td> <td>1部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">※撮影箇所及び方法については、「工事写真的振り方建築基準（改訂2版）」による。 完成写真的撮影業者 ・監督職員の承諾する建築写真専門業者 ※監督職員の承諾する撮影者</td> </tr> <tr> <td colspan="7">契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後2日とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">5. 配置技術者等の途中交代 1. 技術者は途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。 1) 受注者の責によらない理由により工事中止、または工事内容の大変な変更が発生し、工期が延長された場合。 2) 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。 3) 大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。 2. 上記1のいずれかの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合のみ途中交代が可能となる。</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <p>6. 電子取扱      (1) 本事業は電子取扱事業であり、電子取扱とは、「調査、設計、工事などの業務を技術的最終成果を電子取扱として提出すること」をいふ。ここでいう電子取扱とは、「施設設備電子取扱会社」「ドライバー」「平成26年2月」(以下「ドライバ」といいます)と定める用語に基づいて作成した電子データを指す。      (2) ドライバに基づいて作成した電子取扱品は電子媒体(USBメモリ等)正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない場合は提出書類は提出するが、電子化しない場合は提出書類を提出する。      (3) 電子取扱品を提出する際は、施設設備電子取扱会社によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ドライバ対策を実施した上で提出すること。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="7">7. 基力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 当工事において、基力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速報なく発注者及び監督に通報すること。  当事等において、基力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">8. ダンブロック等による過積載等の防止について      (1) 工事資機材等の積載超過のないようにすること。      (2) 過積載を行っている資機材納入業者から、資源を購入しないこと。      (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害するがないようすること。      (4) さし棒の接着又は物品積載装置の不正改造をしたダンブロードが、工事現場に出入りすることがないようにすること。      (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に従み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。      (6) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關するダンブロード等によって是れが重なる事故を発生させたものを排除すること。      (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">9. 石綿含有建材の調査      (1) あらじめ既法等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。      (2) 調査結果をまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。      また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。</td> </tr> </table>	区分	分類	規格	撮影枚数	部数	原版サイズ	備考	着工前	-カメラ	※デジタルカメラ	1枚	※1部	24×36以上		カラーサービス版			※1部			工事中	-カメラ	※デジタルカメラ	1枚	※1部	24×36以上		カラーサービス版			※1部			完成時	-カメラ	※デジタルカメラ	枚	※3部	24×36以上 ※100×125以上		カラーキャビネ版	カラーサービス版	枚	1部			※撮影箇所及び方法については、「工事写真的振り方建築基準（改訂2版）」による。 完成写真的撮影業者 ・監督職員の承諾する建築写真専門業者 ※監督職員の承諾する撮影者							契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後2日とする。							5. 配置技術者等の途中交代 1. 技術者は途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。 1) 受注者の責によらない理由により工事中止、または工事内容の大変な変更が発生し、工期が延長された場合。 2) 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。 3) 大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。 2. 上記1のいずれかの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合のみ途中交代が可能となる。							<p>6. 電子取扱      (1) 本事業は電子取扱事業であり、電子取扱とは、「調査、設計、工事などの業務を技術的最終成果を電子取扱として提出すること」をいふ。ここでいう電子取扱とは、「施設設備電子取扱会社」「ドライバー」「平成26年2月」(以下「ドライバ」といいます)と定める用語に基づいて作成した電子データを指す。      (2) ドライバに基づいて作成した電子取扱品は電子媒体(USBメモリ等)正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない場合は提出書類は提出するが、電子化しない場合は提出書類を提出する。      (3) 電子取扱品を提出する際は、施設設備電子取扱会社によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ドライバ対策を実施した上で提出すること。</p>							7. 基力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 当工事において、基力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速報なく発注者及び監督に通報すること。  当事等において、基力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。							8. ダンブロック等による過積載等の防止について (1) 工事資機材等の積載超過のないようにすること。 (2) 過積載を行っている資機材納入業者から、資源を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害するがないようすること。 (4) さし棒の接着又は物品積載装置の不正改造をしたダンブロードが、工事現場に出入りすることがないようにすること。 (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に従み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (6) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關するダンブロード等によって是れが重なる事故を発生させたものを排除すること。 (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。							9. 石綿含有建材の調査 (1) あらじめ既法等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。 (2) 調査結果をまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。 また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。						
	区分	分類	規格	撮影枚数	部数	原版サイズ	備考																																																																																								
	着工前	-カメラ	※デジタルカメラ	1枚	※1部	24×36以上																																																																																									
		カラーサービス版			※1部																																																																																										
	工事中	-カメラ	※デジタルカメラ	1枚	※1部	24×36以上																																																																																									
		カラーサービス版			※1部																																																																																										
	完成時	-カメラ	※デジタルカメラ	枚	※3部	24×36以上 ※100×125以上																																																																																									
		カラーキャビネ版	カラーサービス版	枚	1部																																																																																										
	※撮影箇所及び方法については、「工事写真的振り方建築基準（改訂2版）」による。 完成写真的撮影業者 ・監督職員の承諾する建築写真専門業者 ※監督職員の承諾する撮影者																																																																																														
	契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後2日とする。																																																																																														
5. 配置技術者等の途中交代 1. 技術者は途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。 1) 受注者の責によらない理由により工事中止、または工事内容の大変な変更が発生し、工期が延長された場合。 2) 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。 3) 大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。 2. 上記1のいずれかの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合のみ途中交代が可能となる。																																																																																															
<p>6. 電子取扱      (1) 本事業は電子取扱事業であり、電子取扱とは、「調査、設計、工事などの業務を技術的最終成果を電子取扱として提出すること」をいふ。ここでいう電子取扱とは、「施設設備電子取扱会社」「ドライバー」「平成26年2月」(以下「ドライバ」といいます)と定める用語に基づいて作成した電子データを指す。      (2) ドライバに基づいて作成した電子取扱品は電子媒体(USBメモリ等)正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない場合は提出書類は提出するが、電子化しない場合は提出書類を提出する。      (3) 電子取扱品を提出する際は、施設設備電子取扱会社によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ドライバ対策を実施した上で提出すること。</p>																																																																																															
7. 基力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 当工事において、基力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速報なく発注者及び監督に通報すること。  当事等において、基力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。																																																																																															
8. ダンブロック等による過積載等の防止について (1) 工事資機材等の積載超過のないようにすること。 (2) 過積載を行っている資機材納入業者から、資源を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害するがないようすること。 (4) さし棒の接着又は物品積載装置の不正改造をしたダンブロードが、工事現場に出入りすることがないようにすること。 (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に従み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (6) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關するダンブロード等によって是れが重なる事故を発生させたものを排除すること。 (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。																																																																																															
9. 石綿含有建材の調査 (1) あらじめ既法等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。 (2) 調査結果をまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。 また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。																																																																																															

章	項目	特記事項													
<p><b>① 通用基準等</b></p> <p>○建設工事公害防護対策要綱（建設工事規則上木工事安全施工技術指針） ○建設資産物処理促進要綱 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○資源の有効的利用の促進に関する法律（リサイクル法） ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ○石綿含有物防護規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号） 注：建設工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。 ※ 適用する（工事請負額が500万円以上） ○適用しない (1.1.4)</p> <p><b>② 工事実績情報の登録</b></p> <p>電気保安技術者</p> <p>粉塵</p> <p>騒音</p> <p>振動対策</p> <p>危険物の解体</p>	<p>○建設工事公害防護対策要綱（建設工事規則上木工事安全施工技術指針） ○建設資産物処理促進要綱 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○資源の有効的利用の促進に関する法律（リサイクル法） ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ○石綿含有物防護規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号） 注：建設工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。 ※ 適用する（工事請負額が500万円以上） ○適用しない (1.1.4)</p> <p>○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生、仮固いの設置、散水等の措置を講じなければならない。</p> <p>○解体工事に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い定められた基準及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。 注：低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。</p> <p>○解体工事時にガスバーナー等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し適切な措置を講じなければならない。 ・火薬類を使用して解体する場合には、火薬類取締法等に従い、県の担当部署と打ち合わせを行ひあらかじめ近隣住民に連絡すると共に、コンクリート片等の飛散防止のため、適切な養生を施さなければならない。</p>														
	<p><b>③ 解体工事の処理</b></p> <p>○引き渡しを要するもの （監督員との協議に依る。） ・引き渡し場所 ※構内（ ）</p>														
	<p><b>④ 解体工事の方法</b></p> <p>R.C.造 階数： 面積： C.B.造 階数： 面積： 内部作業・全物（鋼製鋸具）・ガラス等を分別撤去後コンクリート軸体又はコンクリートブロック軸体を解体し最後に基礎コンクリートの解体を行う。</p> <p>S.造 階数： 面積： 内部作業・全物（鋼製鋸具）・ガラス等及び外装材の分別撤去後鉄骨軸体を解体し最後に基礎コンクリートの解体を行う。</p> <p>W.造 階数： 平屋 面積： 図示</p>														
	<p><b>⑤ 建設廃棄物の処理</b></p> <p>耐震改修、設備工事に係る成形板の除去</p>														
	<p><b>⑥ 施工調査</b></p> <p>・行う ※工事前、外壁・内壁アスベスト調査済（検出なし） 調査事項 ※ アスベスト使用部位 ※ アスベスト層の厚さ ※ 施工範囲・数量 ※ 更衣室等の仮設計画 ※ 滅除物の搬出方法 ・行わない（サンプリング 定性試験済 アスベスト混入無し） 調査事項 ※ 図示 解体共通仕様書及び関係法令等による ※ アスベスト含有吹付け材の除去にあたっては、（財）日本建築センターの「建設技術審査基準（建築技術）」による「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査証明書を取得している工法とすること。 ・その他（ ） ※ 行う 行わない ※ 密封処理（二重袋梱包） セメント固化 工事に着手する前に、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出すること。</p>														
	<p><b>⑦ アスベスト含有成形板除去</b></p> <p>・行う ※工事前、外壁・内壁アスベスト調査済（検出なし） 調査事項 ※ アスベスト含有の有無及び使用部位 ※ 成形板の種類、層の厚さ ※ 施工範囲・数量 ※ 滅除物の搬出方法 ・行わない 調査事項 ※ 図面及び仕上表等による ※ 含有が疑わしいものについては、アスベスト含有材とみなす。 作業条件 ※ 敷水等による潤滑化 ※ 手爪なし ※ 保護具、保護衣 工事に着手する前に、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出すること。</p>														
<p><b>⑧ 建築物解体材処分のフロー</b></p> <p>内部作業解体 → 内外装材 → 木 材 → 破 碎 → 堆肥チップ・木質として再利用 木くず → 焼 却 → 管理型処分場 金 属 → 地 金 と し て 再利用 ガ ラ 等 → 安定型処分場 内外装材 → 廃プラスチック → 再 生 利 用 廃石膏ボード → 管理型処分場 ※付着している紙の除去の有無は問わない 無害アスベスト → 袋詰（二重袋） → 管理型又は遮断型処分場 アスベスト含有成形板 → 袋詰（二重袋） → 安定型処分場 P.C.B.使用電気機器 → 防漏液定期安全部 → 倉 庫 で 保 管 ※保管場所については、監督員の指示による 電光灯管球 → 水銀回収 → 再 生 利 用 鉛・ニッケルカドニウム電池 → ニッケルカドニウム → 再 生 利 用 煙感知器 → 放射性物質回収 → 保 管 金 属 → 地 金 と し て 再利用 空調機器 → フロンガス回収 → 環 境 処 理 1. 内部作業解体 2. 廉側解体 3. 基礎解体 4. 外部装解体 5. 廉側 6. 吹付けアスベスト等除去 7. アスベスト含有成形板除去 8. 建築物解体材処分のフロー</p>															
<p><b>⑨ 建設廃棄物の処理</b></p> <p>解体材の活用等</p> <table border="1"> <tr> <td>解 体 材</td> <td>処 理 施 設</td> </tr> <tr> <td>○コンクリート</td> <td>再資源化施設（コンクリート破碎施設）</td> </tr> <tr> <td>○コンクリート、及び鉄から成る建設資材</td> <td>再資源化施設（コンクリート破碎施設）</td> </tr> <tr> <td>○木 材</td> <td>・再資源化施設（チップ施設） ・産業廃棄物焼却施設</td> </tr> <tr> <td>○コンクリート・アスファルト</td> <td>再資源化施設（アスファルト破碎施設）</td> </tr> <tr> <td>○金 物（鋼製道具等）</td> <td>リサイクル業者</td> </tr> <tr> <td>○下然材（C.B.、外装材等）</td> <td>産業廃棄物埋設処理施設</td> </tr> </table> <p>解体材の処理に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱（平成4年）」を遵守して行われなければならない。 ○建設廃棄物の工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類ごとに適切に保管しなければならない。 ○建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、運搬に際しては、廃棄物を運搬する業者に、処分については、産業廃棄物処理業者等に適正に委託しなければならない。 ○建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用しなければならない。 運搬路に沿った際には、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打ち合わせを行い、騒音、震動、塵埃等の防止に努めるとともに運搬時の道路交通状況を把握し、安全な運搬の措置を講じなければならない。 また、運搬途中において積み替えを行う場合は、関係者と打ち合わせを行い環境保全に留意しなければならない。 ○建設廃棄物のうち再資源化するもの以外のものについては、その種類に応じて、原則として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める安定型処分場、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場において埋設処分しなければならない。</p>		解 体 材	処 理 施 設	○コンクリート	再資源化施設（コンクリート破碎施設）	○コンクリート、及び鉄から成る建設資材	再資源化施設（コンクリート破碎施設）	○木 材	・再資源化施設（チップ施設） ・産業廃棄物焼却施設	○コンクリート・アスファルト	再資源化施設（アスファルト破碎施設）	○金 物（鋼製道具等）	リサイクル業者	○下然材（C.B.、外装材等）	産業廃棄物埋設処理施設
解 体 材	処 理 施 設														
○コンクリート	再資源化施設（コンクリート破碎施設）														
○コンクリート、及び鉄から成る建設資材	再資源化施設（コンクリート破碎施設）														
○木 材	・再資源化施設（チップ施設） ・産業廃棄物焼却施設														
○コンクリート・アスファルト	再資源化施設（アスファルト破碎施設）														
○金 物（鋼製道具等）	リサイクル業者														
○下然材（C.B.、外装材等）	産業廃棄物埋設処理施設														

備考	工事名	市営住宅解体除去工事（新生町住宅2号）		いちき串木野市役所 都市建設課
	図面名	特記仕様書		鹿児島県 いちき串木野市湊町1丁目1番地 TEL 0996-21-5154 FAX 0996-21-5192